

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9026	マネジメントシステムのパフォーマンス改善—日常管理の指針	Performance improvement of management systems—Guidelines for daily management	<p>この規格は、品質管理の主要な活動の一つである日常管理に関して、その基本的な考え方、一つの部門における進め方及び組織的な推進方法についての指針を規定したものである。顧客・社会のニーズ・期待を確実に満たすためには、組織の構成員一人ひとりが日常管理の方法を理解し、効果的かつ効率的に実施することが重要であるという認識のもと、日常管理を実施するに当たっての推奨事項として開発された規格であり、製造業を中心に様々な業種及び規模の組織で活用されている。</p> <p>しかし、2016年に制定されて以降、10年近くが経過する中で、組織を取り巻く事業環境の変化に対応し、サービス業などより広い分野で日常管理の手法が活用されるようになってきている。また、DXの進展に伴って実施面においては新たな工夫がなされるようになってきた。さらに、マネジメントシステムのパフォーマンス改善については、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9004、方針管理の指針(JIS Q 9023)などの関連する規格が改正されるとともに、プロセス保証の指針(JIS Q 9027)、小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)、新製品及び新サービス開発管理の指針(JIS Q 9030)などが新たに制定されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、日常管理に関する新たな知見を取り込むとともに、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容にするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、日常管理に関する新たな知見が取り込まれ、また、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容となることから、事業環境の変化が激しい中、組織において実践されている日常管理の有効性・効率を更に高めるとともに、従来あまり日常管理が適切に行われていなかったサービス産業への普及を促進するなど、社会の継続的な発展に寄与することが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の産業構造の変化を踏まえて、現行規格では製造業の製造プロセスの事例を示している箇所に、サービス業に関する記述や例を加える。 ・近年のDXの発展を踏まえて、DXを活用した日常管理の実施方法に関する記述を追加する。 ・現行規格で規定する個々の業務及びプロセスの日常管理に加えて、複数の業務を行っている部門における部門全体としての日常管理についての記述を追加する。 ・分業化により上位管理者の役割の重要性が増していることを考慮し、上位管理者自身が自部門の日常管理の状態を把握し、適切に対応することに関する推奨事項がより明確になるようにする。 ・変化点管理に関する記述をJIS Q 9027:2015(プロセス保証の指針)と一貫したものにするなど、関連する他のJISとの整合性を高める。 	—	—	—	<p>第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の手法)</p> <p>対象事項: 品質マネジメントシステム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、エ、オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	<p>1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)</p>	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2026年1月